

# ユウタとコハル

画:ゴハチ



## あそこにも「商売のヒント」

### 今月の商売のヒント :【余白が生み出す新しい世界観】

効率化や最適化が「良いこと」とされた時代が長く続いたせいで、私たちはあらゆる無駄を削ぎ落とし、最短ルートでゴールを目指すことに慣れすぎてしまったように思います。しかし、常識がどんどん変わっていく中で「無駄のない状態」こそが、新しいアイデアや価値を生み出す最大の障害になっているのでは?と思うことが増えました。ある老舗和菓子屋の社長は、経営効率を上げるために職人の作業時間を1秒単位で短縮しようと試みました。一見、すべてが順調に進んでいるように見えましたが、次第に職人の表情から活気が失われ、新しい季節商品のアイデアもまったく出なくなってしまったそうです。そこで社長は、あえて「余白」を作ることを決意しました。毎日1時間、職人が自由に過ごせる「休憩時間ではない時間」を設けたのです。最初は戸惑っていた職人たちも、お互いの話をしたり散歩に出かけたりするようになると「川沿いの道端で見つけた珍しい花をモチーフにしたお菓子はどうだろう?」「子どもの頃の思い出のお菓子を再現してみよう」など、無駄に思えた時間から新しい商品が次々と生まれ、社員間のコミュニケーションも活発になるという好循環が生まれました。「ポスト잇」や「電子レンジ」など、無駄な時間や遊び心から生まれたイノベーションは数多くあります。日々の仕事に追われ、頭が「やるべきこと」でいっぱいになっていると、新しい視点を持つことはなかなか難しいものです。一度立ち止まり、あえて「余白」を生み出してみる。その何もない「余白」から生まれる遊び心や探究心は、会社が成長していく土壌になるかもしれません。



## ナットク! 気になっていたあの言葉

### 今月の気になっていたあの言葉 :【BRT(バス・ラピッド・トランジット)】

バスを基盤とした高速輸送システムを指す。連節バス、バス専用道、バスレーン等を組み合わせて大量輸送を可能にしている。日本各地で導入が進み、鉄道との相互接続強化、自動運転技術の導入、AIを活用した運行管理の効率化などが期待されているものの利用者の減少、運転手不足、導入コストの高さなどの課題もある。

## トナリの本棚

### 【ひとりでしにたい】

文化庁メディア芸術祭のマンガ部門優秀賞を受賞したカレー沢薰の漫画。孤独死や終活という重いテーマをコミカルに描いているため一読したい漫画です。



IWAN OFFICE

岩根事務所 | 有限会社熊本経営労務センター

〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯3-2-30  
TEL 096-365-8801 FAX 096-365-8802  
URL <https://iwaneoffice.co.jp/>

メールマガジンも発行しています。  
ご希望の方は、お気軽にご連絡ください！



## ルトロク通信

R7\_10月号

多くの人は、成功したら「自分の能力や努力のおかげ」と考え、失敗したときは「運が悪かった」「環境が悪かった」と考えがちだそうです。これは「自己奉仕バイアス」と呼ばれ、自分のプライドや自尊心を保つための無意識の心の防衛機制ともいえます。いわゆる負け惜しみも、人間らしい心のバリアみたいなものですね。

## 社労士がズバッ! 職場のQ&A

### 今月のQ&A :【タイムカードの打刻について教えてください】

**Q** 飲食店の経営者です。スタッフの出退勤記録はタイムレコーダーを使っています。最近、出勤時刻がほぼ同時刻なので不思議に思っていました。尋ねたところ最初に来た者が打ち忘れ防止のために勤務予定者全員分を打刻しているそうです。私はタイムカードは自ら打刻するものと思っていたが間違っているでしょうか。

**A** 自社の就業規則で「出社時、退社時には自らタイムカードに打刻しなければならない」と定めていれば、他人のタイムカードを打刻する行為は就業規則違反になります。しかしながら法令に抵触しているとまではいえません。使用者には始業時刻と終業時刻を記録して労働時間を把握する義務があります。貴社は出退勤時にタイムカードに打刻させていますが、それに限らず他の方法でも労働時間を適切に把握していれば違法ではありません。最近では個人の持っているICカードやスマートフォンなどで出退勤時刻を記録するツールも普及してきました。これを機に検討してみてはどうでしょうか。



## もっともっと! 助成金有効活用

### 【特定求職者雇用開発助成金】

(中高年層安定雇用支援コース)

<この助成金のポイント>

雇入日時点まで35歳から60歳未満の正規雇用に就くことが困難な方を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し助成するものです。

<支給要件>

雇入れ日において「35歳から60歳未満の方」「正規雇用労働者として雇用されることを希望している方」などの5つの要件のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により正規雇用労働者として新たに雇用すること

<支給額> ( ) 内は大企業事業主の場合

60万円 (50万円)

\*支給要件などの詳細については、当事務所に「助成金の件で」とお気軽に問い合わせください

## 主婦川柳 @ 奥さまの細道

孫たちへ  
それが最高の配当なの  
(「大好き」とて  
言われるのが  
言われるのが  
最高の配当なの)

忙しい朝、服のシワが  
気になつたら、シリの  
部分を霧吹きで少し湿  
らせてからドライヤー  
の温風を当ててみまし  
よ。熱と水蒸気の力  
で細かいシワなら簡単  
に伸ばすことができま  
す。アイロンを出し入  
れする手間がなく、急  
いでいるときに便利な  
裏ワザです。

得する知恵袋

## 全都道府県で初の時給 1,000 円超

### 地域別最低賃金の答申が出揃う

厚生労働省から、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)が公表されました。これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

### ◆令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ(引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県)
- ・改定額の全国加重平均額は 1,121 円(昨年度 1,055 円)
- ・全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額(1,226 円)に対する最低額(1,023 円)の比率は 83.4%(昨年度は 81.8%)。なお、この比率は 11 年連続の改善

今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて 1,000 円を超えるました。

答申された改定額は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。なお、例年は大半が 10 月発効でしたが、2025 年度は 20 都道府県にとどまります。11 月が 13 府県、12 月が 8 県で、福島、徳島、熊本、大分は 2026 年 1 月、群馬と秋田は同 3 月に発効します。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_63030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html)

### 最低賃金引上げに向けた環境整備のため「業務改善助成金」が拡充されます！

令和 7 年 9 月 5 日までに、最低賃金について、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられ、それらの結果、初めて全都道府県で 1,000 円を超え、全国加重平均は 1,121 円となりました(現在の 1,055 円から過去最大の 66 円引上げ)。厚生労働省は、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対

する支援策として、9 月 5 日から「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表しました。

#### ◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

#### ◆拡充内容 1: 申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

#### ◆拡充内容 2: 賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可(申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる)であったところ、令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

#### ◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充(対象の拡大、要件緩和等の措置)を行うこととしています。

- ① ものづくり補助金
- ② IT導入補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金(一般型)

【厚生労働省「9 月 5 日から、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_63127.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html)

【内閣官房「最低賃金の引上げに係る支援策について】

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihihonyugi/saiteichingin/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihihonyugi/saiteichingin/index.html)

#### 日本年金機構から公表された

### 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更の案内と Q & A

#### ◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

#### ◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

#### ◆Q & A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。

- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/08/019.html>

### 出生後休業支援給付および育児時短就業給付の利用状況について

厚生労働省から「雇用保険制度の主要指標」が公開され、雇用保険法の改正により令和 7 年 4 月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

#### ◆出生後休業支援給付とは

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)14 日以上の育児休業を取得した場合に、最大 28 日間支給します。

支給額は、原則として休業開始時賃金日額の 13% 相当額を、休業期間の日数分(28 日が上限)です。育休中は健康保険料・厚生年金保険料が免除され、育児休業給付金は非課税のため、出生時育児休業給付金または

育児休業給付金で支給される休業開始時賃金日額の 67% 併せて手取り 10 割相当の給付となります。

#### ◆育児時短就業給付とは

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるために、2 歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」といいます。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

#### ◆出生後休業支援給付の受給者数と支給金額

・4 月: 125 人 / 2,941,000 円

・5 月: 3,842 人 / 129,876,000 円

・6 月: 11,379 人 / 411,681,000 円

#### ◆育児時短就業給付の受給者数と支給金額

・4 月: - / -

・5 月: 840 人 / 11,144,000 円

・6 月: 14,369 人 / 292,963,000 円

※育児時短就業給付については、初回の支給申請が令和 7 年 5 月以降に行われるため、令和 7 年 4 月の支給実績はありません。

申請する可能性がある場合に備え、制度の理解や書類の整備を進めておきましょう。

【厚生労働省「2025 年 4 月から「出生後休業支援給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

【厚生労働省「2025 年 4 月から「育児時短就業給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

【厚生労働省「雇用保険制度の主要指標】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542938.pdf>

